

令和5年 教育委員会第3回定例会 会議録

日時 令和5年2月28日（火）

午後3時00分～午後5時04分

場所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【指導課】

(1) 「学校職員服務取扱規程」及び「学校職員出勤簿整理規程」の一部改正について

(2) 定年引上げに伴う教育委員会規則の一部改正について

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 今後の学校等のあり方基本構想中間報告（案）について

(2) 子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知について

(3) 「青少年健全育成基本方針の改定及び施策体系の見直し」について

(4) 令和5年第1回区議会定例会の報告

【子ども支援課】

(1) 令和5年4月保育園等入園審査結果（一次及び二次審査終了時点）

【子ども推進課】

(1) （仮称）まなびの森保育園神保町の開設時期の再延期について

【指導課】

(1) 令和4年度全国体力・運動習慣等調査及び5歳児の運動能力調査の結果について

(2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（令和4年1月）

【九段中等教育学校】

(1) 令和5年度九段中等教育学校の入学適正検査の受検結果について

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（3月5日号）

(3) 教育広報かけはし掲載案の修正について

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（11名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
学務課長	大塚 立志
子ども施設課長	赤海 研亮
指導課長	山本 真

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米教育長

では、遅くなりました。始めさせていただきます。  
 開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。  
 なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。  
 ただいまから令和5年教育委員会第3回定例会を開会します。  
 本日、教育委員は全員出席です。  
 今回の署名委員は、金丸委員にお願いいたします。

金丸委員

はい、分かりました。

堀米教育長

議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。  
 本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、教育政策担当課長、子ども支援課長、子育て推進課長、指導課長、九段中等経営企画室長、そして、私の、子ども総務課長です。  
 オンライン出席している幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、返事をお願いします。  
 読み上げます。児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター長 子ども総務課長	児童・家庭支援センター、吉田です。よろしくお願ひします。 はい。 子ども施設課長。
子ども施設課長 子ども総務課長	はい。子ども施設課、赤海です。よろしくお願ひいたします。 はい。 学務課長。
学務課長 子ども総務課長 堀米教育長	はい。学務課長、大塚でございます。よろしくお願ひいたします。 はい。以上の出席状況でございます。 はい。ありがとうございます。

◎日程第1 協議

指導課

- (1) 「学校職員服務取扱規程」及び「学校職員出勤簿整理規程」の一部改正について
- (2) 定年引上げに伴う教育委員会規則の一部改正について

堀米教育長	<p>それでは、日程第1、協議事項に入ります。</p> <p>「学校職員服務取扱規程」及び「学校職員出勤簿整理規程」の一部改正につきまして、指導課長、説明をお願いします。</p>
指導課長	<p>はい。指導課長です。</p> <p>それでは、私から「学校職員服務取扱規程」及び「学校職員出勤簿整理規程」の一部改正について、一括して説明いたします。</p> <p>今、見ていただいている資料で説明をさせていただきますが、こちらが学校職員服務取扱規程の新旧対照表となっております。</p> <p>こちらが、学校職員出勤簿整理規程となっております。</p> <p>こちらは、また後ほど説明いたしますけれども、職員証の様式となります。</p> <p>それでは、改めまして、資料に基づいて、説明をさせていただきます。</p> <p>1、改正の趣旨ですが、現在、小学校、中学校、中等教育学校の教育職員、都費事務職員、都費栄養職員については、出勤管理を出勤簿への押印、年次有給休暇等の休暇申請の所定の紙様式による申請で行っているところです。紙ベースの管理において、課題とされておりました月末や年度末の集計作業に多大な時間を要すること、また、日々の申請、承認業務の効率化がされていないことなど、事務負担軽減を図る目的として、令和5年4月1日から、教職員勤怠管理システムを新たに導入いたします。システムの導入に伴いまして、関連規定を整備するほか、併せて、文言整理を行うものとなります。</p> <p>2、改正内容でございます。</p> <p>まず、(1) 出勤記録等に係る改正ですけれども、システムの導入に伴いまして、出勤記録等の処理方法を改正いたします。まず、1つ目の学校職員</p>

勤務取扱規程については、第7条で、出勤簿から出退勤管理システムによる出勤等の記録に追加しております。また、第8条以降は、年次有給休暇等の請求、事故欠勤の届、私事欠勤等の届、私事旅行等の届出について、変更をしております。

2つ目の学校職員出勤簿整理規程については、まず、規程の名称を学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程に改めるとともに、文言整理を行っております。第1条では、出勤記録の目的を追加しております。記載を追加しているところがございます。第2条においては、それぞれの用語の意義を定義しております。第3条では、出勤記録及び出勤簿の整理の区分を記載しております。飛びまして、第5条では、出勤記録の確認及び修正について記載しております。第6条以降は、資料のとおりとなっております。

詳細につきましては、新旧対照表にてご確認いただければと思います。

続きまして、職員証の様式の改正につきましては、職員証の現住所及び生年月日の欄を削除するものとなります。今、見いただいているものが旧様式、新たに、こちら、下線の部分のところを削除する様式となります。様式の第1号につきましては、副校長以下の教職員について、校長が証明するものとなります。こちら、様式の第2号は、校長について、千代田区教育委員会が証明するものとなります。

資料、戻ります。新旧対照表につきましては、今ご確認いただいたとおりとなります。

4、施行の期日は、令和5年4月1日となります。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ご質問等ありましたら、お願いします。いかがでしょうか。

長崎委員、お願いします。

長崎委員

この改正によって、かなり事務作業の軽減が図られると思って、いいことだと思うのですけれども、これは、今回、都費の部分ということで、例えば、幼稚園職員さんだったりとか、区費の部分のこういった勤怠管理というのは、システム化されているのでしょうか。

堀米教育長

はい。どこまでの範囲でということですね。

長崎委員

はい。

堀米教育長

指導課長、お願いします。

指導課長

はい。指導課長です。

まず、幼稚園の教員につきましては、我々と同じようなカードで出退勤の管理をしているところです。また、小中学校、中等教育学校におきましては、正規の教員を対象としておりまして、会計年度任用職員ですとか、講師については、勤務時間が異なったりするところもございますので、今回の出退勤システムの対象からは外れてございます。

長崎委員

はい。ありがとうございます。

堀米教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長

はい。

では、続きまして、定年引上げに伴う教育委員会規則の一部正につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

はい。指導課長です。

続きまして、定年引上げに伴う教育委員会規則の一部改正について、こちらを一括で説明をさせていただきます。

まず、1、改正の趣旨ですけれども、地方公務員法の一部が改正されたことに伴いまして、定年引上げによる60歳以降の給与制度、新たな再任用制度が運用されたことに伴いまして、関連する各項の教育委員会規則の一部改正を行うものとなります。

改正する規則につきましては、資料に記載されている8本となりますけれども、まず、(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則、(2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則、(3) 教職調整額に関する規則、(4) 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則、(5) 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則、(6) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、(7) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則、(8) 義務教育等教員特別手当に関する規則となっております。

今ご説明したうちの(6)番、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則と(7)番、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則につきましては、特別区人事委員会の勧告に基づきまして、給与改定の中で規則の改正をご議決いただいているところではございますけれども、今回、定年の引上げに係る改定ということで、改めて本日提出をさせていただいているものでございます。

次に、3、改正内容でございます。改正内容につきましては、別紙でお示しさせていただく形を取ってございます。こちらが別紙となります。改正内容の欄をご覧くださいとお分りのとおり、実務作業レベルの内容となっておりますので、今回、改正する事項程度の記載とさせていただいております。

例えば、1番の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則は、定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間、年次有給休暇の単位及び特例、特別休暇等の特例を定める改正をするものとなります。2番、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則は、定年前再任用短時間の勤務職員の給料月額の数値計算等を定める改正を行うものとなります。3番以下につきましては、記載のとおりですので、ご確認いただければと思います。

4、新旧対照表につきましては、資料に載せさせていただいているとおりですので、詳細につきましては、こちらの新旧対照表をご確認いただければと思います。

5番、施行期日は、令和5年4月1日となります。

堀米教育長 以上で説明を終わりにいたします。

堀米教育長 はい。ありがとうございました。

堀米教育長 それでは、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

金丸委員 金丸委員、どうぞ。

金丸委員 すみません。新旧対照表が全部見切れていないので、チェックできていないのですけれども、取りあえず教えておいていただきたいのが、定年前再任用短時間勤務職員というのは、どういうものを意味するのか。それまでは、再任用の職員は分かるのですけれども、定年前再任用短時間勤務職員となると、これは一体何を意味しているのか、ちょっと私には必ずしも理解できていないので、ご説明をお願いします。

堀米教育長 では、どういう仕事か。

金丸委員 どういう立場かですね。

堀米教育長 はい。では、指導課長、お願いします。

指導課長 はい。ちょっとお待ちください。

指導課長 定年前再任用短時間勤務職員というのは、定年の引上げに伴いまして、これまで再任用の短時間勤務の職員を65歳までの段階的な定年の引上げに伴いまして、定年前再任用短時間勤務職員というような名称に改めたものとなります。

金丸委員 ということは、例えば、今現在、既に再任用の短時間の職員の人のことを言い換えたものだとして理解すればいいのですか。

堀米教育長 指導課長。

指導課長 現在、再任用職員、再任用、フルタイムと短時間とございますけれども、その短時間勤務職員について、定年の引上げに伴ったことから名称が変わったというような認識で捉えていただければと思います。

金丸委員 では、例えば、去年、再任用になったけれども、定年の延長は2年ごとだったと思いますので、今年になると、それは、言葉としては、定年前に戻るという。

指導課長 段階的に65歳までの定年となりますので、それまでの間に再任用の方については、定年前再任用というような名称になります。

金丸委員 名称だけが変わっただけで、内容は変わっていないということ。

指導課長 勤務の内容については、変更はないです。

金丸委員 いや、私が聞きたいのは、要するに、これまで再任用短時間職員という人がいたわけではないですか。その人は、実は、もう定年後になっているわけです。だけれど、定年を2年延長すれば、現時点でもう既に本来だったら定年以内に入っているから、それで、定年前という言葉がついたのか。そうではなくて、もう既に再任用短時間職員についてはそのままであって、新たに定年前再任用短時間職員というものになる人だけがこれの対象になっているのか。その辺はどうですか。

堀米教育長 はい。教育担当部長。

教育担当部長	今のご質問ですけれども、定年延長、定年の引上げが階段状になって、だけれど、これまでの、例ですけれども、人生設計の中で、定年は延びたけれども、60歳で辞めます。本当の定年は62歳だけれど、定年前に再任用になって、短時間で勤務するという、そういうイメージだと思います。
金丸委員	ということは、要するに、これが改定される前に既に再任用になっている人は、この対象ではない。
教育担当部長	ないです。
堀米教育長	よろしいでしょうか。
金丸委員	はい。
堀米教育長	はい。
	ほかにございますでしょうか。
	よろしいでしょうか。
	(なし)
堀米教育長	はい。これらの協議議案2件につきましては、次回の教育委員会で議案として付議させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。
指導課長	お願いいたします。

## ◎日程第2 報告

### 子ども総務課

- (1) 今後の学校等のあり方基本構想中間報告(案)について
- (2) 子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知について
- (3) 「青少年健全育成基本方針の改定及び施策体系の見直し」について
- (4) 令和5年第1回区議会定例会の報告

### 子ども支援課

- (1) 令和5年4月保育園等入園審査結果(一次及び二次審査終了時点)

### 子育て推進課

- (1) (仮称)まなびの森保育園神保町の開設時期の再延期について

### 指導課

- (1) 令和4年度全国体力・運動習慣等調査及び5歳児の運動能力調査結果について
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等(令和4年1月)

### 九段中等経営企画室

- (1) 令和5年度九段中等教育学校の入学適正検査の受検結果について

堀米教育長	日程第2、報告。それでは、報告事項に入ります。 今後の学校等のあり方基本構想中間報告(案)につきまして、教育政策担当課長、説明をお願いします。
教育政策担当課長	はい。教育政策担当課長、原水です。資料の3-1に基づきまして、説明のほうをさせていただきます。 まず、これまでの経過ですけれども、令和4年度は、今後の学校等のあり

方基本構想策定委員会を設置しまして、12月までに4回開催をして、検討を行ってきました。

検討の状況といたしましては、昨年度、取りまとめました検討協議会報告書の内容を基に、児童・生徒数の変動への柔軟な対応や、新しい時代の学び、体力づくりのための環境整備につきまして、解決すべき課題を短期的、中期的、長期的に分類いたしまして、検討を行ってまいりました。それぞれの課題について、課題解決の方向性や具体的な取組、ロードマップを検討しまして、このたび、中間報告（案）として取りまとめたところです。

資料としては、資料のこの後の3-2が本編、3-3が資料編という形になっておりますが、非常にボリュームが大きいので、後ほどご確認いただければと思います。

今後のスケジュールといたしましては、昨日ですか、第5回基本構想策定委員会のほうを開催しまして、今後、基本構想のほうを取りまとめていく予定にしております。また、この基本構想を取りまとめた際には、報告をさせていただければと思っています。

今年の検討体制については、参考の欄にあります学識経験者、学校関係者で委員会のほうを設置しております。

簡単ですが、説明は以上です。

堀米教育長

はい。ご質問等ありましたら、お願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

こういうものは、すごく分かりにくいのですけれども、これは中間報告ではなくて、中間報告（案）となっておりますが、それは、今後の学校等のあり方基本構想策定委員会の一部委員がこの取りまとめをして、ほかの方々に諮るためのたたき台だと理解すればいいですか。

教育政策担当課長

そうですね。案という形なので、委員会のほうでも、この案を基に検討して、最終的に基本構想として取りまとめていくもの。案がついているのは、策定委員会ですとか議会に報告するため案としております。

金丸委員

私の質問は、そういうところは分かっているのですけれども、要するに、この案をつくったのは、事務局がつくったのですか、それとも、策定委員会の一部メンバーが案をつくるためのグループをつくって、つくられたのか。その辺はどうでしょう。

堀米教育長

教育政策担当課長。

教育政策担当課長

教育政策担当課長です。

基本的に、作業をしているのは事務局ですけれども、実際、これまでの4回の会議において、頂いた意見を取りまとめたというところです。

堀米教育長

委員さんの意見も集約しながら、全体を事務局で取りまとめているということで、よろしいでしょうか。

教育政策担当課長

はい。

堀米教育長

はい。

ほかに質問ございますでしょうか。



長崎委員、どうぞ。

長崎委員 はい。非常に読み応えがあるというか、でも、これを全部読むと、今の本当に区内の状況がよく分かる報告になっていて、今も「案」がついている、ついていないとあったのですけれど、これが「案」が外れたときに、一般の区民の方とか、保護者の方が読める機会というのは、あるのでしょうか。

堀米教育長 はい。周知の仕方ですね。

教育政策担当課長 では、教育政策担当課長。

教育政策担当課長 基本構想として取りまとめた暁には、ホームページ等で公表していこうかと思っています。

長崎委員 はい。ありがとうございます。

堀米教育長 はい。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員 もう一点だけ。

堀米教育長 はい。金丸委員。

金丸委員 これが、案が取れるのは、基本構想策定委員会の決によって、案が取れると、こういうことでよろしいのでしょうか。

堀米教育長 はい。教育政策担当課長。

教育政策担当課長 すみません。中間報告は置いておいたとして、最終的には、もうこの基本構想というものが最終のものになりますので、それまでの間は案をつけておりますけれども、基本構想という形にした際には、千代田区として公表していくものになりますので、この基本構想（案）として、策定委員会のほうでご検討いただいた内容を基に、千代田区として最終的に基本構想として取りまとめていく予定としています。

金丸委員 そうすると、策定委員会がつくるわけではなくて、区としてつくるものだと、こういうことですね。

教育政策担当課長 教育政策担当課長。

堀米教育長 はい。

教育政策担当課長 教育構想策定委員会で検討いただいた基本構想（案）を基に、最終的には、千代田区のほうで基本構想という最終のものにつくり上げるというイメージです。

金丸委員 分かりました。ということは、中間報告というものはなくて、中間報告（案）は、もう案のまま行って、最後に区がつくったものが基本構想、こういうことですね。

教育政策担当課長 はい。

堀米教育長 はい。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか

（な し）

堀米教育長 では、ほかになければ、続きまして、子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知につきまして、教育政策担当課長、説明をお願いします。

教育政策担当課長

はい。資料4-1から説明をさせていただきます。

子どもの権利に関する啓発と子どもに関わる相談窓口を周知するために、冊子を作成しましたので、報告させていただきます。

冊子のほうは、小学生向けと中学生以上向けの2種類を作成しております。

ちょっと背景、経過のほうは、割愛させていただきます、啓発・周知方法としまして、この冊子の前半、小学生向けも中学生以上向けも同じですけれども、前半で、イラスト等を用いまして、子どもの権利を分かりやすく説明するとともに、保護者に向けたメッセージも掲載しまして、家庭などで子どもの権利について考えてもらうきっかけとなればと考えています。また、後半は、漫画などを用いて、ケース別に区などが設置している様々な相談窓口を子どもたちに分かりやすく周知する内容となっています。

今後のスケジュールですけれども、4月1日以降、九段中等教育学校の後期課程も含めまして、区立学校に通う全児童・生徒に配付する予定としています。また、区ホームページに掲載するとともに、千代田区広報でも周知を行っていきます。

その後、5年度中に、区立学校においては、この当該冊子を活用しまして、子どもの権利についての授業を実施していただく予定です。また、来年度、子どもたちにとってよりよい区政を実現していくため、子どもたちが理解しやすい区政情報の提供ですとか、あと、子どもが参画する機会、意見を聞く仕組みについて、効果的な手段、方法を検討していく予定としています。

小学生向けのほうに、先ほど説明したとおり、前半で、子どものまず権利条約、それから、子どもたちには大きく分けて4つの権利がありますよということで、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利ということで、前半で権利の説明を行っています。先ほどちょっと説明しましたが、下のほうに、「保護者のみなさまへ」ということで、保護者向けのメッセージを入れている感じです。

また、後半は、漫画を用いまして、イメージしやすいように、漫画でケース別に説明をして、その場合の相談窓口は区が設置しているもの、東京都、国が設置しているもの、LINEの相談みたいな形で、いろいろな相談窓口のほうを紹介しているところです。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。この件につきまして、何か質問等ありましたら、お願いいたします。

長崎委員。

長崎委員

質問ではないのですが、これができて、配られて、やはり配られたときは手元にあっても、ちょっといつの間にかどこかにやっちゃってということ、区のホームページには掲載があるということですがけれども、教育委員会のところから入っていったとか、なかなかそこにたどり着くのに容易ではな

い場合も結構多いので、区のホームページのトップページとかにちょっとバナーとかを貼ってもらって、すぐにたどり着けるように、何かそういう。

教育政策担当課長 工夫。

長 崎 委 員 はい。していただけたらいいかなと思います。  
以上です。

堀 米 教 育 長 はい。教育政策担当課長。

教育政策担当課長 区民の方には、バナーですとか、そういったところは研究しようと思っ  
ているのと、子どもたちもなくなってしまうところがあるので、子どもた  
ち向けのタブレットのほうにも、一応、この物を置いておくように、年度更  
新の作業中をお願いするよう、検討しております。

長 崎 委 員 はい。よろしくをお願いします。

堀 米 教 育 長 はい。  
ほかにございますでしょうか。  
佐藤委員、どうぞ。

佐 藤 委 員 少し話がそれてしまうのですけれども、保護者が悩んでいる場合も多く、  
保護者の悩みが子どもに影響を与えることが結構大きくなっているので、  
先々に保護者向けのこういった冊子があるとありがたいと思います。

堀 米 教 育 長 はい。保護者については。  
どうぞ、教育政策担当課長。

教育政策担当課長 保護者につきましては、一応、中学生以上向けとしているので、大人もこ  
の内容を見ていただくような形で考えているのと、あと、相談窓口ですと  
か、そういったところについては、児家・家庭支援センターのほうで作成し  
ている子育てガイドブックというのが大人向けのそういった様々な相談窓口  
ですとか、そういったところを紹介しているもので、それが、全部、子ども  
たちには難しい内容だったり、漢字で全部書かれていたりとかというところ  
があるので、今回、子ども向けに、子どもに関する部分だけをピックアップ  
して作ったというところでは。

堀 米 教 育 長 保護者の相談なども。

教育政策担当課長 保護者の相談は、児童・家庭支援センターのほうのガイドブックを見てい  
ただくと、分かりやすいのですけれども、一応、今、例えば、このページの  
「子どもと家庭に関わる総合相談／千代田っこホットライン」というところ  
は、子どもでも電話できますし、保護者も電話して、同じ番号に電話する形  
になるので、番号としては同じものになっています。

堀 米 教 育 長 はい。10、12、14ページ辺り、保護者も連絡できるような形での電話番号  
の紹介があるという。

教育政策担当課長 そうですね。

堀 米 教 育 長 ということです。  
よろしいでしょうか。

佐 藤 委 員 はい。ありがとうございます。

堀 米 教 育 長 はい。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

(な し)

堀米教育長

では、続きまして、青少年健全育成基本方針の改定及び施策体系の見直しにつきまして、子ども総務課長、よろしくお願ひします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。資料のほう、今、画面に表示されているものを用いて、説明したいと思ひます。

青少年の健全育成基本方針については、平成22年に改定をして、そのままずっと引き続いて利用、活用してきました。今般、改定した理由ですけれども、社会の多様化とか高度情報化、あと、新型コロナウイルスの感染症の影響によって、青少年を取り巻く環境も変化したというところと、これまで、いじめ、虐待に関する問題というのがすごく取り沙汰されていたのですけれども、ここのところ、自殺であるとか、ひきこもりであるとか、ネットトラブル等の問題も複雑化、多様化してきているというところも捉えまして、今般、改定をいたしました。

この青少年健全育成の基本方針の改定につきましては、千代田区の青少年問題協議会というところで提案をして、ここが定めるものですので、そちらで、令和5年2月6日に議決を頂いて、令和5年4月1日から新たな基本方針に基づいて、個別施策を展開するというふうなところで、本日、教育委員会に報告するものでございます。

改定した内容はまた後ほどご説明しますが、今回、施策体系も見直してございまして、以前の基本方針は、基本方針に施策展開の視点、施策体系及び施策展開の方向性という3段階に枠組み、体系図となっていたのですけれども、今回は基本方針を定めて、それに対する重点目標を3つ掲げて、それに対して取り組みの方向性というものを定めたという形になっております。その中でも、ここのところに改定した理由にもあるのですけれども、「多様性を認め合い誰もが活躍できる社会の実現のために」という辺りのところを、すごく今回は意識して改定をしてございます。

実際の改定したときの新旧対照表がこちらにございまして、現行が右側、新しいものが左側に記載がございまして、新たな施策体系、全体で見ていただくようにしますと、基本方針としては、「大いなる可能性を持ったかけがえのない存在である青少年の健全育成は社会全体の責務」であるという認識に立ち、家庭、学校・園、地域等と一体となって、青少年が将来にわたって幸福な生活を送ることができるように総合的な取り組みを行いますというのを一番基本方針として掲げています。

それに対して、重点目標として、地域のあらゆる立場で、健全な育ちを支えます。2つ目に、最善の利益を第一に考えた支援を行います。3つ目に、お互いの個性や意思を理解し、認め、尊重する心を育みます。

この3点を重点目標に掲げ、取り組みの方向性については、7つ定めてございます。1から7まで、犯罪被害から守ります。非行を防止し、立ち直り

を支援します。健やかな心身を育みます。一人ひとりの個性や状況に応じた支援を行います。虐待の予防・早期発見・早期対応をします。いじめの防止・早期発見・早期対応をします。多様性について理解を促進しますということで、こちらの取り組みの方向性に対して、いろいろな関係団体、青少年問題協議会には、種々様々な関係が参画しております。その団体がこの取り組みの方向性に向けて、具体的に施策展開をしていくというところで、前回の青少年問題協議会でご議決いただいたというところがございます。

教育委員会も、こちらの施策に該当する部分について、青少年も視野に入れた施策展開というところで、考えながら取り組んでいくということとなります。

説明のほうは以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございました。

ご質問等ありましたら、お願いいたします。

前回の青少年問題協議会で、この基本方針については可決されたということです。ちょうど金丸委員と佐藤委員、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

金丸委員

はい。

堀米教育長

何かご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。

それでは、続きまして、令和5年第1回区議会定例会の報告につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

令和5年の第1回定例会日程案については、この資料のとおりでございます。2月1日に告示、2月8日に区長招集挨拶があり、その当日に発言通告等、議員から頂きました。15日、16日で本会議で代表質問、一般質問が行われ、翌17日に地域文教委員会が開かれました。その後、予算議会でございますので、21日に予算特別委員会が開かれ、24日の日に予算特別委員会の地域文教委員会分科会が開かれ、個別具体の予算審議というか、質問をする、説明をするというような取組が行われたところでございます。この後、今、特別委員会が開かれておりますが、3月6日、7日に予算特別委員会の総括質疑が行われて、14日、終了する予定となっております。

これが日程でございます。

続きまして、区長招集挨拶についても、ご説明いたします。区長招集挨拶の具体的な内容ですけれども、今回は、新型コロナウイルス感染症対策について、基本構想の策定について、令和5年度予算について、執行体制の強化について、議案というような枠組みとなっております。

簡単にご紹介しますと、4ページ目のところから、基本構想の策定についてというところの記載がございまして、この中で、千代田区は、「概ね20年

先の社会を見据え、「伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」をめざすべき将来像としました」というふうにしております。その後、人口減少等と社会状況を書いているのですが、このような状況においても、「本区は、我が国全体の人口減少時代の変化に埋没することなく、基本構想に掲げた理念の実現に向け、具体の取組みを進めてまいります」というような内容の記載となっております。

その後は、令和5年度の予算についてでございます。令和5年度の予算案については、第4次基本構想で掲げる将来像を目指すための初年度予算として位置づけ、区民の生活と健康を支える様々な施策を着実に実施し、コロナ禍からの復興、躍進に向けて、必要な事業を積極的に予算化しましたというところで、予算の考え方についての説明がございます。その結果、今定例会は、一般会計では750億円余となり、当初予算の規模としては、過去最大となりましたとなっております。

歳入については、税収が安定しているというところの記載があって、最終的に、9ページの下の方では、「強固な財政基盤は維持していきます」というところで、区の財政状況の説明がございます。

令和5年度の具体的な取組、子ども部の部分だけちょっとご紹介しますと、子ども部関係については、10ページの下の方、子どもを対象とした取組としては、医療的ケア児であるとか、あと、障害児施策であるとかというところで、ショートステイ事業の開始であるとか、手厚い人員配置をできるようにするであるとか、あと、児童発達支援とか放課後デイサービスの利用定員の拡大を図ったり、事業者の支援を行うというようなところを、区長挨拶の中でも紹介しております。

その後、執行体制の強化についてというところが、19ページ以降にございます。この執行体制の強化については、副区長を2名体制にするというところで、特にDXに関わる全庁を横断する事務の執行の調整役、調整等の役割を担うというようなところで、本定例会に議案として上程され、既に可決されている状況でございます。

続きまして、発言通告のほうでございます。発言通告については、代表質問のほうは、通告はありませんでした。一般質問のほうで、通告がございまして、まずは、一般質問の米田議員のところ、黄色い網かけ部分が子ども部関係となっております。新型コロナ対策については、学校、園でのマスク等の対策についてであるとか、部活動の地域移行について。

続いて、牛尾議員のほうでは、物価高騰対策から区民生活や子育て、事業者を支援するためにというところで、給食費の無償化について、また、子どもの遊び場の拡充についてというようなご質問でございます。

続いて、6番目の西岡議員です。こちらは、こども家庭庁についてというところで、こども家庭庁の創設を契機に、一元的に所管できる総合調整機能や縦割りを克服するための体制づくりや、子どもの意見の聴取と政策への反映等についてのご質問や、幼稚園、保育園、児童館等での防犯カメラの設置

やICT利活用の進捗についての質問がございました。

続いて、岩佐議員のほうは、子育てと仕事の両立支援についてというところで、就労している保護者に対しての支援する4つの提案というところで、おむつのサブスクリプション制度の導入であるとか、学童の夜間延長保育であるとか、九段中等であるとか、白鳥教室のお昼の購入の関係のご質問がありました。

すみません。今、ちょっと1点、発言通告書の通告の修正があって、岩佐議員のほうから、長期休暇中の学童保育というのは、現行も配食というか、お弁当を導入しているの、ここは発言通告要旨から抜かれておりましたので、こちらの資料も後ほど差し替えさせていただきます。

続いて、9番目の長谷川議員ですけれども、こちらは、障害児・障害者福祉についてとさくらキッズの事業の拡充、こちらも給食費の無償化についての質問がございました。

あと、小野議員、こちらについては、子どもの成長を支援する制度の可視化、環境整備の支援についてというところで、発達であるとか、子どもたちのリベラルアーツについてだとか、公民学連携による子どもたちの学びの機会の確保というような質問がございました。

それに伴いまして、子ども部で答弁作成をした答弁概要がこちらの資料となっております。

すみません。こちらで、1点、修正がございました。2ページ目の牛尾議員のところですけれども、まず、議員の名称がちょっと間違っておりましたので、こちらも差し替えさせていただきますのと、こちらは、代表質問ではなく、一般質問でした。こちらのほうも修正させていただきたいと存じますので、よろしくをお願いします。

そのほかの答弁内容については、ちょっとボリュームも多うございますので、後日、ゆっくりご確認くださいと存じます。

私からの説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

何か事務局からこの件について。

子ども部長

ちょっとよろしいですか。

堀米教育長

では、子ども部長、お願いします。

子ども部長

すみません。子ども部長です。ちょっと大きな話が2点ございますので、ご紹介だけさせていただきます。

西岡議員の質問の中で、福祉、教育、保健等を一元的に所管できる総合調整の役割という質問がございました。千代田区では、児童相談所設置を契機として、子ども総合サポートセンターというものをつくっていくよというところで、ここを一元化するという構想で、今、ずっと検討を重ねております。新聞などにもぎわしているとおおり、東京都と区の財源調整というのがごたごたしておりまして、各区でそれぞれ人員を確保していくというのなかなか難しい。千代田区の場合ですと、場所が難しいことと、いろいろ検討し

た結果、児童相談所というのは、児相の事務以外にも、保育園認可だとか、あとは、里親制度とか、いろいろな事務が下りてくるのですけれど、それは広域的な行政の事務ですね。それを千代田でやるというところの意義ということの整理、それから、一時保護所というのを誘致した場合に、ほとんど区外の子が入るのではないか。区外のために一生懸命つくって、肝腎の区民はあまり入らないのではないかという、様々な課題がありました。

そういう中で、児童福祉法が改正になって、こども家庭センターの設置努力義務ということが出てまいりまして、答弁の中で、西岡議員も質問の中で言っているのですが、こういうこども家庭センターというのがあるのだけれど、子ども総合サポートセンターはどうしていくのというような質問がありましたので、区として、このこども家庭センターというのは、母子保健と子ども家庭相談を連携してやるという、いわゆる、今の保健所でやっている母子保健と児童・家庭支援センターでやっている家庭相談、ここを一体的に連携を強化してやっていくというセンターをつくりなさいということで、組織も明確になっていて、基礎的自治体の役割としては、まず、ここが重要でしょうというのが出てきています。それで、西岡議員は、この辺を踏まえて、区はどうしていくのかということ質問されています。

ですので、答弁の中では、ここで、一旦、子ども総合サポートセンターの検討については、立ち止まりということで、区内の対策会議の中でも、このような形で決定をしております。

児童相談所の設置は、メリットとしては、子どもを一貫して面倒を見れるよというところがあるのですけれども、東京都のほうも、児童相談所設置をしていない区は、サテライト型でどんどん設置をして連携を取りますよという方向が出ていますので、もしかすると、そのほうが効率的ではないかと。千代田区は、児童相談所設置がないので、東京都のサテライト、自分でつくるよりは、そのほうがいいのではないかとありますので、ちょっとここでもう一度検討を、全くやめるということではなくて、一旦立ち止まって、再度検討するという答弁をしております。

これが大きな1点目と、それから、岩佐議員の中で、障害児の通学支援というのがあります。さくらキッズも大分盛況で、障害児に関わる施策について、かなり、今、声が大きいです。かなり数人の議員が同じような質問をしているのですが、障害児を持つ親のレスパイトというのを何とかしてほしいというのと、今、一番は、移動の支援ですね。障害児の子も学校に通わせる。特に、吉祥寺にある武蔵野東学園という学校があるのですけれど、そこに通わせるのに、移動支援をつけたいのだけれども、なかなかそれが移動支援がつかないので、就労しながら、親が学校に連れていくというのは難しい。それで、何とかしてほしいということで。

東京都が最近やっているベビーシッター事業というのがあって、これがすごく好評で、これを区として拡充してくれないかというような質問を頂いているのです。これは何かといいますと、ベビーシッターをお願いします



と、移動支援から、ヘルパーから、家事から何でもやってくれてしまうのです。それで、1時間に2,500円から3,500円の補助が出るので、ほとんどだみみたいな感じで、使い勝手がいいので、都の事業で区が実施をして、区のほうで負担を、お金を出しているのですけれども。もちろん都の補助金をもらってやっているのですけれども、そういった事業がいいよと、使い勝手がいいよと。

ただ、区でも、ヘルパーだとか移動支援だとかという事業を展開しているのですけれど、そこが、いま一つ、執行が行っていないのですね。なので、執行が行っていないので、そっちを拡充するわけにはいかないのです。こっちを使ってほしいよという答弁をしているのですけれども、何でこれがあるのに使われないのかということ、マッチングが難しいらしいのですね。やはり障害を持つ親の障害のお子さんの程度によって、移動支援を選んだり、家事のヘルパーを選んだり、その給付の範囲内で選ぶのですけれど、そのコーディネートが難しいということと、あとは、事業者とのマッチングがとても千代田は難しいらしいのです。区内に事業者がいなくて、児童の移動支援をやってくれるという事業者がなかなかなくて、急をお願いしたいときも、なかなかすぐに受けてくれないというところで、執行が行っていないということが分かったのです。

ちょっとこれは課題なので、一旦は、この辺の区の事業をしっかりと使っていただいて、区のほうもコーディネーターをもちろん支援していきます。ただ、本当に使い勝手が悪いようだったら、ちょっと1年間検証して、事業の再構築を検討しますという答弁をしています。ちょっとこれは新たに出てきた課題といたしますか、我々はよかれと思って、やっていたのですけれども、実際は、マッチングしていないだとか、そういうことが多くて、

ということが背景となっています。

以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

これについては、何かご質問ありますでしょうか。

金丸委員

基本的なことを教えてください。

堀米教育長

はい、どうぞ。

金丸委員

先ほどの都のベビーシッター制度を使ってというお話をしましたけれど、ごく普通の人間がベビーシッターと聞くと、それこそ、乳幼児をイメージするけれども、この場合のベビーシッター事業というのは、もっと大きくて、例えば、小学生もベビーシッターのベビーに入ると理解してよろしいのでしょうか。

堀米教育長

子ども部長。

子ども部長

はい。小学生も。

堀米教育長

年齢ですか。

子ども部長

入っています。

金丸委員

中学校は。

子ども部長 中学校は、どうかな。

堀米教育長 児童・家庭支援センター所長、分かりますかね。

児童・家庭支援センター所長 児童・家庭支援センター所長、分かりますか。

堀米教育長 はい。まず、都のベビーシッター利用支援事業ですけれども、こちらは、6歳までですね。小学校入学前までで、あと、区のほうでやっている育児支援のベビーシッターのようなヘルパーの派遣のほうは、小学生までとなっています。中学生は入っていません。

堀米教育長 都は6歳まで、区のほうは小学生までということですね。

ありがとうございます。

ほかにございますか。

よろしいですかね。

(な し)

堀米教育長 はい。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 はい。ありがとうございました。

それでは、続きまして、令和5年4月保育園等入園審査結果につきまして、子ども支援課長、説明をお願いします。

子ども支援課長 はい。子ども支援課長でございます。令和5年4月保育園等入園審査結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず1つ目、申込状況及び審査結果です。こちら、一次につきましては、1月24日の教育委員会のほうでご報告させていただいております。今回は、こちらの二次と、あと、総数ですね、こちらのご報告をさせていただきます。

二次の申込者数ですけれども、合計で47名です。募集数につきましては、321。うち内定者が39となっております。一次、二次を合わせた総申込者数でございますが、合計で454。昨年と比較いたしまして、35名の減。総内定者数です。合計で392。昨年と比べて、10名の減となっております。

続きまして、2つ目、申込方法です。窓口につきましては、今回、二次で38件、郵送につきましては4件、オンラインについては5件、合計で47件となっております。一次、二次を合計した合算につきましては、昨年と比較すると、35件の減。こちらは、一時の申込状況が減っていることが要因と思われます。

3つ目、空き状況です。一次、二次の審査終了時点の合計でございます。全園合計で、こちら、歳児別となっておりますが、合計304。昨年と比較して、38の増となっております。

ご説明は以上です。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

空きが増えてきたということかな。

子ども支援課長 はい。

堀米教育長 ということですよ。

質問等ありましたら、お願いします。

俣野委員、どうぞ。

俣野委員 今回の空き状況ですけれども、これを見させていただくと、0歳、1歳、2歳、4歳はまだ空きがあると。3歳と5歳は、これは定員よりオーバーしてしまっているという、そういう見方でよろしいのですか。

子ども支援課長 すみません。

堀米教育長 はい。子ども支援課長。

子ども支援課長 子ども支援課長です。

ちよつとここ、数字の増減が分かりにくくて、申し訳ないのですが、空きが増えている、プラスということは、結局、人が入っていないということです。ですので、5歳児の65の空きがあつて、昨年と比較しても、39空きが増えている。要は、入っていないということになります。

堀米教育長 つまり、0歳が、これは2減つたということは。

子ども支援課長 これは、2名多く入っているということです。

俣野委員 なるほどね。分かりました。

堀米教育長 そういう見方をお願いします。

特にこの数字的には待ちが出るということではないということですね。

子ども支援課長 はい。引き続き、待機児童はゼロですし、入れなかったということはない。

堀米教育長 ないということですね。

子ども支援課長 はい。

堀米教育長 はい。ということです。

俣野委員 はい。

堀米教育長 よろしいでしょうか。

金丸委員。この審査結果の対象としては、その後に出てくるまなびの森保育園神保町も開設することが前提の数字になっているのでしょうか。

堀米教育長 子ども支援課長。

子ども支援課長 この申込状況では、まだまなびの森は8月が開園予定、これからご説明させていただきますのですけれども。

堀米教育長 要は。

子ども支援課長 6月から。

堀米教育長 そこは入っていない。

子ども支援課長 まだ入っていないということになります。

金丸委員 ということは、逆に言うと、極端な言い方をすると、まなびの森保育園については、そのまま定数が空きになるという。

子ども支援課長 と申しますと、100名、これは。

子ども部長 4月時点ではそうなります。

金丸委員 ということですね。  
子ども部長 数字的に見ると、そうなります。ただ、順次、子どもが生まれたりという  
掘米教育長 のがあるので、全くゼロではないかなと思っています。  
掘米教育長 はい。よろしいでしょうか。  
長崎委員 長崎委員、どうぞ。  
長崎委員 これは、待機児はゼロということで、よかったなと思うのですが、  
全体の数で、やはり園によっては、もうフルで入っている園もあるし、そう  
ではなくて、かなり空きが出ている園もあるという、その辺の結構差が発生  
しているものでしょうか。  
掘米教育長 子ども支援課長。  
子ども支援課長 子ども支援課長です。  
やはり公立園につきましては、0歳児については、ほとんど埋まっております。それから、認証ですとか事業所内保育事業、こういったところは、比較的空きが多いということ。これは、もう一般的な傾向と同様でございます。  
長崎委員 はい。ありがとうございます。  
掘米教育長 はい。  
ほかにございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(なし)

掘米教育長 それでは、続きまして、(仮称)まなびの森保育園神保町の開設時期の再  
延長につきまして、子育て推進課長、説明をお願いします。  
子育て推進課長 子育て推進課長でございます。それでは、まなびの森保育園の開設時期の  
再延期につきまして、ご説明をさせていただきます。  
すみません。資料をご覧ください。  
度重なる再延期のご案内となってしまう、申し訳ございません。  
本まなびの森保育園につきましては、令和5年5月1日の開園予定で整備  
を進めていたのですが、今般、一部資材、防火用シートシャッターに  
なりますけれど、調達が遅れる見込みとなりまして、工期内での工事の完了  
が困難になってしまっているという状況でございます。  
製造業者によりまして、順次、納入できる状態ではあるのですが、  
一時、ちょっと供給がストップしてしまっているのですが、順次、  
納入できる状態にはなっているのですが、納入までは三、四か月程度必  
要というところもございまして、2番の入園の予定時期に記載をさせていた  
だいておりますが、こうしたこと、また、認可のスケジュールを考えまし  
て、令和5年8月1日、こちらを入園予定時期とさせていただくものでござ  
います。

こちらは、利用を希望する方への周知でございますけれども、(1)に記載  
をしてございますが、0歳から5歳児を養育する保護者の方に、別紙にご  
ざいます。こちらの案内文を出しております。こちらの案内文を先週金曜

日でございますが、郵送させていただいておるところでございます。また、(2)ですね。申し訳ございません。区のホームページと3月5日号の広報紙に掲載する予定でございます。また、地元の町会さんへの説明、こちらは3月14、15日でございますけれども、地元の町会さんにご説明をし、本日でございますが、その他の関係機関等にも、今、掲示の手続をしておる、伺っておるところでございます。本日、伺って、お願いをしているという状況になってございます。

今後のスケジュールですけれども、こちらは、周知をさせていただいているのと、(2)番以降、こちらは、入園申込開始を6月上旬から行きまして、7月上旬に入園が内定すると。8月1日の入園。ざっくりこんなような入園までの流れになっているところでございます。

また、開園前には、内覧会も実施を予定してございます。詳しいことが決まりましたら、広報などでお知らせをさせていただければと思います。

周知文につきましては、先ほどご覧いただいた別紙のとおりでございます。

説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

再延期になっても、いわゆる直接的な被害はないように、早め早めに、部長、課長で動いてくれたというふうに。

子育て推進課長

はい。さようでございます。

俣野委員

そうすると、あれですか。

堀米教育長

はい。俣野委員。

俣野委員

はい。4月から本来入る人は、ほかで受け入れてもらっているということになるわけですか。

子育て推進課長

一般の保育園の申込みと一緒に感じるような感じになると思うので、ご希望いただいている方はいらっしゃると思うのですが、ちょっとほかの人たちへの公平性というところから、本当に希望している方だけをまなびの森保育園に入れてあげるだとかというようなこと、優遇措置とか、なかなかできないので。

俣野委員

できないよね。

子育て推進課長

一般の保育園と一緒に申込みのご案内をするような感じになるので、この場合でいうと、どうしても入りたいということであれば、6月の頭に、通常どおり、8月分の申込みをしていただくというような形になりますので、現状では、4月からということになると、ほかの保育園のほうをご案内させていただいてというようなご案内の形になります。

俣野委員

それで、充当しているわけですね。

子育て推進課長

はい。なっているかと考えております。

堀米教育長

はい。子ども支援課長。

子ども支援課長

すみません。子ども支援課長です。

具体的には、はっきりと分からないのですけれども、既にもう5月1日に

延期になっていますので、4月の申込みは、皆さんに送られています。その時点で、では、今回、まなびの森に入るまでに、ほかの園に入るのか、育児休業を延長するのか、家庭で保育し続けるのか、これはそれぞれ皆さんが選択しているので、どうなっているのか分からない状況です。

ですので、今回、さらに延びたので、もう皆さんに漏れなくご連絡が行くように、今、体制を取って、皆さんにご確認いただいているところでございます。

俣野委員  
堀米教育長

はい、分かりました。

そういう意味では、迷惑がかからなかったのですが、近くでここに入れようと思っていた人たちには迷惑がかかっていると思うのですけれど。ただ、6月の申込みから8月からそこについては入れるということです。だから、入ろうと思って申し込んでいたら駄目になってしまったということにはならなかったから、よかったです。せめてもの、そこが救いかなと思います。

ほかにございますでしょうか。

長崎委員。

長崎委員

いいですか。すみません。

一部資材の調達遅れとなっているのですけれども、そもそもの原因というのは、どういったところに。

子育て推進課長  
堀米教育長  
子育て推進課長

そうですね。これは、防火用シートシャッターですけれども。

はい、どうぞ。

子育て推進課長です。

ロシア製のものを使うということで来ていまして、供給が一時ストップしていたのですけれど、文化シャッターさんになるのですけれど、一応、10月からは順次納入ができるようになったというところで、今、供給はされているところですが、発注集中というのですかね、それで、かなり納期が読めなかった状況がありまして、今、この当時、シャッター業者に問い合わせた状況によると、3か月から4か月かかりますという状況でありまして、先週、再度伺ったところによりますと、2か月半から3か月ぐらいでは納入ができそうだとするところは、今頂いておるところでございます。

原因としては、もともとはちょっとロシア製の資材が原因になって、供給ができなくなってしまったというのが、もともとの原因になります。

長崎委員  
子育て推進課長

では、ウクライナとロシアの関係でということ。

そうですね。そちらが原因になります。

長崎委員

これは、開園も遅れて、でも、土地代とか家賃とかはもう発生しているわけで、そういうものは、全部、どこがかぶるのですか。もう業者側のほうには行かないというか、区が負担していくことになるのですか。

子育て推進課長

費用について、もともとの原因が、今回も、前回の遅れも、一応、こういったような社会情勢が絡んでいるところなので、業者に責めがあったというところ、そうでもない。当然、区にもそういったことでもないだろうということもあり、整備費をまず我々のほうで補助しますけれども、その部分に

については、100%、特に非がないので、出してあげると。あとは、場所代とかについては、基本的には、かなり10分の1とかという安い金額で、保育事業者のほうで払っているの、期間が延びますけれども、それは払ってもら形になります。

長 崎 委 員  
子育て推進課長  
長 崎 委 員

保育士さんとかも。

そうですね。

5月から働けるはずだった人が8月からになってしまって、空いている期間というの、雇われていて、確保されているものですか。

子育て推進課長

人材確保支援という補助金があるのですけれども、これは、開設日6か月前に一応お支払いするという補助金になりますので、開設が8月1日になりますと、それから遡って6か月間の分について、人件費とか研修に係る、そこら辺をお支払いするというようなところになりますので、それよりもさらに以前に遡るかという、そこまで考えていないところでございます。

長 崎 委 員

はい。ありがとうございます。

すみません。この資材遅れの部分で、例えば、今、お茶の水小も工事していたりとかあるのですけれども、そちらのほうとかには別に問題は発生していないのでしょうか。

堀 米 教 育 長  
子ども施設課長

はい。お茶の水小のほうは。

はい。子ども施設課長です。

資機材の関係においては、お茶の水小学校への影響は、今のところございません。

長 崎 委 員  
堀 米 教 育 長

はい。ありがとうございます。

はい。

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

金丸委員。

金 丸 委 員

先ほど、つい先日、確認したら、2か月から2か月半とおっしゃったので、おおよそ分かったのですけれども、三、四か月程度は必要だという基準は、実は、いつだったのですか。

子育て推進課長

議会報告前に、私のほうで、直接、シートシャッターの業者に確認をさせていただいたので、2月のちょうど頭ぐらいの状況だったかと認識しております。

金 丸 委 員  
子育て推進課長

ということは、遅れても6月の半ばまでには入る。

そうですね。入るだろうと。

金 丸 委 員  
子育て推進課長

工事を考えても、7月に入ったときには終わっていると。

終わっていると。

金 丸 委 員  
子育て推進課長

こういう意味ですか。

そういう意味です。

堀 米 教 育 長

はい。よろしいでしょうか。

(了 承)

堀 米 教 育 長

はい。では、次に行きます。

指導課長

続きまして、令和4年度全国体力・運動習慣等調査及び5歳児の運動能力調査の結果につきまして、指導課長、説明をお願いします。

はい。指導課長です。

それでは、令和4年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び令和4年度の東京都5歳児運動能力調査の結果についてご報告いたします。

まず、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてです。

千代田区及び東京都の結果の比較につきましては、10月の時点で、本委員会において、ご報告させていただいておりますが、今回は、この1月に公表されました全国の結果との比較ということになります。

まず、1、対象といたしましては、小学校5年生及び中学校2年生となります。

2、調査項目につきましては、資料記載のとおりではございますけれども、小中学校ともに、実技調査だけではなくて、生活習慣や食習慣、運動習慣等に関するアンケート調査も併せて実施をしております。

3、結果に関する全国、東京都、千代田区の比較についてです。資料のグラフの中の赤線部、これがT得点50ということで、全国平均となります。この赤線が全国平均となります。

まず、小学校5年生の実技調査のグラフをご覧ください。左側が令和3年度、右側が令和4年度の比較ということになります。

まず、男子ですけれども、今年度、調査項目8項目のうち、6項目で全国を上回っており、昨年度と比較いたしましても、握力と反復横跳びで大きな伸びが見られます。続いて、下段、女子ですけれども、今年度、調査項目8項目のうち、7項目で全国を上回っておりまして、全国平均よりも低かったソフトボール投げにおいても、上昇傾向になることが分かるかと思えます。

続いて、資料をめくります。こちらの資料は、中学校2年生の資料となります。

まず、男子ですけれども、今年度、調査項目9項目のうち、4項目で全国平均を上回っております。また、一番グラフの右側にあります体力合計点につきましては、全国の平均値を下回っているというような結果になっております。上体起こしですとか、持久走で2点以上上昇していることがありまして、昨年度は、都の平均を下回っておりましたけれども、今年度につきましては、体力合計点、その平均値を上回っているという結果となっております。女子につきましては、調査項目全てにおいて、全国平均を下回ってはおりますけれども、令和3年度よりも、体力合計点については、上昇しているというような結果となっております。

続いて、大きな2番、5歳児の体力・運動能力調査の結果について、報告いたします。

本調査ですけれども、東京都といたしましては、3年ごとに実施をしている調査となりますけれども、本区においては、毎年度実施ということで、さ



せていただいております。

今年度につきましては、東京都による調査、実施された年度ではございませんけれども、都からの調査結果はまだ出ておりませんので、東京都の令和元年度の結果と本区の令和3年度と4年度の比較という形で、報告をさせていただきます。

対象といたしましては、5歳児となります。調査項目は資料に記載の項目となります。

3番の結果に関する比較についてです。まず、千代田区におきましては、区立保育園を含む区内公立園で集計した結果の比較ということになります。

調査項目5項目のうち、俊敏性を調査する両足連続飛び越しの1項目のみ東京都を上回っております。また、令和3年度の区の結果に比べまして、支持持続時間、両足連続飛び越しについては、低下をしております。筋持久力、俊敏性が落ちていることがうかがえるかなと思います。

最後、また、資料が進みまして、課題の整理と分析ということになります。小・中学校においては、全国の調査結果報告書からは、今年度、令和元年そして令和3年度と比較しますと、全国的に体力合計点が低下しておりますけれども、区においては現状維持または上昇傾向というところになります。

その理由といたしまして、資料に記載はございませんけれども、質問紙の調査結果から見ますと、運動に対する意欲については、特に中学について、意欲についても向上している。また、地域スポーツクラブによる運動機会も増えているというような、質問紙の結果からかいま見ることができます。ただ、1週間の運動時間については、小学校の女子を除きまして、いまだ全国平均より少ない状況にありますので、そういった運動の時間や機会を増やしていくというような必要があります。

5歳児におきましても、小学校と同様にスポーツクラブへの所属、休日における外遊びの機会、外遊びの時間の増加が見られますけれども、運動の意欲に関しましては低下の傾向が見られますので、継続的に運動を進めるためにも、意欲の向上というところで各園で取組を行っていく必要があるかというふうに考えております。

最後、今後の対応といたしましては、現在、様々な場面で体力向上ができるようにサポートしているところではございますけれども、引き続き資料記載のようなサポートをしていけるように取り組んでまいりたいと思います。

長くなりました。本件についての説明は以上です。

堀米教育長

はい。何かこの点についてご質問はありますでしょうか。

はい、長崎委員、どうぞ。

長崎委員

はい。これの調査は年度初めに行っていますか。

堀米教育長 何月ぐらいかということですかね。

指導課長 では、指導課長。

指導課長 はい。指導課長です。

基本的には1学期、東京都の調査におきましては6月ということで、東京都の調査のものを小学校5年生、中学校2年生で活用していますので、その時期ということになります。

長崎委員 きっと、そのコーディネーショントレーニングを行って、成果がもし現れるとしたら、来年度の検査結果に出てくるということですよ。

指導課長 はい。指導課長です。

今年度からコーディネーショントレーニングを取り入れ始めましたので、ぜひ来年度のこの結果には反映されているといいかというふうに思っております。

長崎委員 はい。期待しています。

それと、すみません、両足連続跳び越して、どういったもの。

佐藤委員 やってみてください。

指導課長 指導課長です。ちょっと高いのですけれど、要は段を両足で、こう。

堀米教育長 飛び乗って飛び降りると。

長崎委員 その時間がだから長くかかっているから、ちょっと。

指導課長 そうですね、俊敏性がとか。

長崎委員 ということですね。分かりました。ありがとうございます。すみません。

指導課長 ちょっと、すみません、実演ができなくて。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。

はい、金丸委員、どうぞ。

金丸委員 学年によって運動の能力は違うとは思いますが、5年生の男子、女子の全国平均との差というか違いを見たときに、中学生が極端に落ちていきますよね。ということは、やはり問題のポイントは中学校にあるのかとも思うのですが、そういう理解の仕方は間違っているのでしょうか。

堀米教育長 はい、指導課長。

指導課長 はい。指導課長です。

中学校の体力につきましては、これは千代田区でもそうですし、東京都もそうなのですが、全国と比較すると低下傾向にあるというようなことが伺えます。要因については様々だと思うのですが、やはり中学校段階で体力が全国と比較すると低下傾向にあるということは、大きな課題の1つかというふうには認識しています。

堀米教育長 はい。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。

それでは、続きまして、いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 はい。指導課長です。今、資料をお示ししますので、お待ちください。

それでは、令和5年1月のいじめ、不登校、白鳥教室の状況について報告をいたします。

まず、いじめについてです。今年度累計は34件、うち1月に解消が6件ございましたので、現時点で未解消が16件、今年度の解消が18件となっております。何度か説明させていただいておりますけれども、いじめの解消の確認に当たりましては、安易に解消とすることなく、いじめ防止等の基本的な方針にのっとりまして、少なくとも3か月間を目安とした期間、いじめに係る行為がやんでいるということ、及び、必ず本人、保護者に状況を確認することということについて、各学校に依頼をしているところでございます。

続いて、不登校についてです。4月から不登校が主な理由である欠席、出席停止日数が30日を超えたのは、小学校が36名、中学校、中等教育学校が63名、計99名となっております。解消、転学等で含まれていないものも合わせますと、今年度の累計が108名となっております。各学校に対しましては、引き続きしっかりとサポートするように依頼をしているところでございます。

最後、白鳥教室の利用状況についてです。1月の利用者が21名、登録者数は先月末から4名増して33名となりました。今後も引き続き各学校と情報共有しながら、連携した指導を行えるようにしてまいります。

本件については以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。1月末の報告ということでございます。ご質問はよろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

では、続きまして、令和5年度の九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果につきまして、九段中等経営企画室長、説明をお願いします。

九段中等経営企画室長

はい。九段中等経営企画室長、大塚です。

令和5年度の入学者を決めるために適性検査を実施いたしました。まず、1月18・19日で応募を受け付け、615人のうち562名が受検いたしました。そして、2月15日なのでございますけれども、2月3日の日に検査を行ったわけなのですが、コロナ等で受けられなかった人に対して、15日に特例による検査を実施したということで、その最終的な報告がまとまったので。

会場は九段中等の九段校舎と富士見校舎ということで、規模の大きい九段校舎のほうで女子、富士見校舎のほうで男子が受検したわけですが、受検者数としては、区分Aという千代田区民対象のものと、区分Bが千代田区民以外の都民ということで、ご覧のような数値になっておりまして、例年B区と呼ばれるほかの千代田区外の人が多くなっているのですけれども、昨年よりも若干減っていると。A区のほうについては昨年と同じ人数という形になっています。

合格発表は2月9日に行いまして、特例の検査をやったわけですが、B区で3名の者が受検したということで、昨年と同様なのですけれども、

も、受検倍率に応じて合格者数を決めるということなので、応募人数、例えばB区については、受検倍率については5倍弱、4.7倍になっていますので、1名の募集人員ということで、最終的にはこの受検状況ですけれども、上段のほうの令和5年の一覧のようになっております。

募集定員は、各A区、B区、それぞれ男子、女子40人ずつということで、計160人なわけですけれども、その枠に対して受けた人数から倍率を出しておりますけれども、A区については男女平均で2.33倍、そしてB区については4.70倍ということで、特例については1人の枠に対して3名ということでしたので、3倍ということになりました。

最終的に2月3日で160人の合格者を算出して、そして2月9日の日に、検査は15日だったのですけれども、15日に行って、合格発表は特例は17日ということで、この時点では合計161名が入学する予定になっておりました。

ところが、一番下ですけれども、実は先週金曜日、24日の日に、区分Bの女子の1名が入学を辞退したいということで、辞退者が出たため、今月いっぱいまでは繰上げするかどうかは校長と教育委員会との協議ということだったのですけれども、1クラス40名ということもありまして、ここでは再募集はしないで、160人という予定に。

実は、昨日ですけれども、もう1人、今度はA区の男子の父親が来まして、ちょっと今悩んでいるのだということで、先ほど、つい3時、こちらに私が来る後に、実は3時ちょっと前に、やはり入学を辞退したいということのちょっと連絡がありまして、最終的には今後この1名についての繰上げをするかどうかというのが、本来、今月末、今日がリミットなので、最終的にどうするかは校長と教育委員会との協議ですけれども、現時点ではそういうような状況になっております。

報告については以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございました。

質問はございますでしょうか。

俣野委員

これ、すみません。

堀米教育長

はい、俣野委員、どうぞ。

俣野委員

例えば私立の場合ですと、入学金を納めたことで入学の意思表示になるのですけれども、九段中等教育学校の場合は意思表示というのは、本人からの意思表示というのはどういう形になるのですか。

堀米教育長

はい、大塚室長。

九段中等経営企画室長

意思表示は、まず合格発表があつて、合格したと。そうすると、合格通知書を渡す。その後に、本人たちに入学意思確認書というのを書いていただくのです。私はあなたの学校に入ります。そうすると、入学に関する書類関係を渡して、そこで入学金ということで、このいついつまでに払ってくださいと。その入学金を払い終わったのを確認して、同意したのを確認して、入学許可証というのをお渡しするというような状況です。ただ、そういうことをやった後でも、やはりその後に私立の合格通知が来たりしたときに、親御さ

んとしてはそこでどちらのほうの子どものためにというふうに考えて、入学金を払ってしまったけれどこちらにしようか、やはりこちらだという判断はやはりこれまでも何回かあるような状況です。

俣野委員  
九段中等経営企画室長

それは口頭で来るわけですか。その辞退。

いえ、辞退については、基本的には電話等でありますけれども、やはり繰上げ合格などという手続をすることもありますので、辞退届というものを出示していただく形になります。

俣野委員  
堀米教育長

ありがとうございます。

はい。よろしいでしょうか。

はい、長崎委員。

長崎委員

はい。2人目の辞退者がA区分の男子ということで、もし繰上げとなった場合は、A区分の男子を1人繰り上げるのでしょうか。それとも何かもう男女合わせて、中で一番成績がいい方を繰り上げるのかという、その辺はどうですか。

九段中等経営企画室長

その最終的な判断については、基本的には校長と教育委員会で行います。まず募集するかどうかというところもあるのですが、募集するときには、例えば考え方としては、B区の子女の辞退は再募集しなかったわけなので、今回のA区の方で再募集するという考えもありますし、今回たまたま161名だったのが160名になったので、本来1クラス40名というのが基本なので、それを超えると本来2クラスなどという話もある。だから、そこで161名が160名になったということであれば、ここは再募集しないけれど、次にA区が辞退となったら159名になってしまうので、そのときの募集をA区にするのかB区の子女にするのかというのは、明確にその順序が決まっているわけではないのです。

長崎委員  
九段中等経営企画室長  
堀米教育長

そうなのですね。

最終的には。

要は、だから繰上げの法則は、決まっているわけではないということですね。

九段中等経営企画室長  
堀米教育長  
長崎委員  
堀米教育長

はい、そうです。

ということです。

分かりました。ありがとうございます。

はい、よろしいですか。

はい、どうぞ。

金丸委員

すみません。すごく分かったようなつもりで分からないところがありまして、今回コロナの関係で受検ができなかった方は、追加で受検することができた。それで、1名を募集しているのではないですか。この1名の募集というのは、例えば男子1名を募集するという形になっているのか、もしくは女子1名を募集するという形になっているのか、あるいは男女かかわらず1名を募集するという形になっているのか。この辺はどうですか。

九段中等経営企画室長

これはA区分、B区分で分けて、ここでは男子、女子関係なくA区かB区

だけです。そこで受検生ができたときに、これについて特例の要綱をつくっているわけですが、仮に競争率が、A区だった場合に、男子、女子で合わせて2倍だったと。そうしたときには、4名応募があったら、同じ競争率だったら2名受かるわけですね。それで、募集が2名になる。2名だったら1名と。では、1名しか申込みがなかった場合は0.5となるのですけれども、そのときは小数点以下は募集人員を1名とするということで、あくまでも最初に募集人員ありきではなくて、応募された人数に応じて、例えば一般で受けたら競争率が5倍なのに、こっちは少数、2倍で受かってしまうということがないように、同じ倍率で割って募集人員を決めている。要は合格者を決めているというような状況です。

金丸委員

あと、もう1点だけ。

そういうふうになって、少し、そうかというふうに思ったのですけれども、では、要するに160名という枠があるではないですか。その枠のことを考えると、そこが決定するまでは、合格を出すのは160のうちの例えば150で、あとの10は補欠にしておいて、それが全部整理されて初めて160になると、こういうような形になるということですか。

九段中等経営企画室長

いえ、そうではなくて、あくまでも最初の段階ではA区の男子、女子で各40人の枠分がありますので、あくまでも合計点が高い順から40名。あとはもし欠員が出たら繰上げというような形で、それぞれの枠で40人ずつ決めているというような状況です。

金丸委員

ということは、実体的には空きができる可能性は相当程度あるということですね。そうしないと、数の整合性が取れないから。

九段中等経営企画室長

数の整合性というか。

金丸委員

要するに160という、80、80の枠をつくることを前提にすると、もちろんそれに全部は入らなくてもいいけれども、試験を受けられなかった人に新しく1名募集をかけるとすれば、その1名を入れなければいけないではないですか。

九段中等経営企画室長

そうですね。

金丸委員

その入れなければいけない1名というのは、例えばもう既に決まってしまういたら1人オーバーになってしまうではないですか。だけれども、決まっている中から抜ける可能性が相当程度あるから、1名は大丈夫なのだという意味ですか。

九段中等経営企画室長

いえ、そういうわけではなくて、あくまでも160に枠はあった上で、特例ということで合格者を出すということで、本来、昨年と同じような状況だったのですけれども、東京都の方もこちらのほうに説明に来て、そして特例だからということで、40名を超えて41名でも2クラスにしなくていいということで、昨年も対応しました。

金丸委員

東京都との関係で、そういう合意事項があるから募集できたというふうに考えればいいのですかね。

九段中等経営企画室長

まあ、そういう。

堀米教育長 コロナの関係の特例措置として都がやるので、それに倣ってやったと。いわゆる救済措置ですね。これについては特例と。

九段中等経営企画室長 全国的に国のほうから、そして都でという話です。

堀米教育長 はい、分かりました。

ほかにございますでしょうか。

はい、俣野委員。

俣野委員 はい。受検者数ですけれども、令和4年度から令和5年度が大体約40名、減っていますよね。その前の令和3年から令和4年というのはどんな感じですか。

九段中等経営企画室長 傾向としては、A区は若干ずつ増えていると。

俣野委員 なるほど。

九段中等経営企画室長 それで、B区は若干ずつ減っているというような状況です。

俣野委員 その辺のB区が減っているということに対する何か解釈というか、そういったものはあるのですか。あるいはどこかと、ほかの学校とかち合っているために減ったとか、何かそんなような、九段に対する評価的なものが何か出ているのかとか。

九段中等経営企画室長 まず、入れなかった人のアンケートというのをやっていないので、詳しいことは、申し訳ないのですけれど、分かりません。ただ、いろいろ新聞紙上とか、そういうところを見ると、やはり私立のほうの人気の高まっていて、私立のほうにかなり流れているというような、それは九段中等教育学校とただけではなくて、全体的な流れとしてそういうのがあるのかと。

それと、やはり一口に2倍とか5倍とかと言いますけれど、5人に1人しか受からないということもありますので、やはりそれって、例えば学習塾の人が、トライしてみろよとやるのか、やはり安全なところを勧めるのかなどということもあるでしょうし、いろいろな要因があるのではないかと。あと私立も以前に比べて授業料の助成などというのが、就学助成がかなり充実していますので、以前に比べて入りやすくなったなど、あとは今度のICTもそうですけれど、私立のほうが対応がいいなど、いろいろなことが、そういう、言われています。ただ、はっきりした原因は分からない。

俣野委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。

(な し)

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(3月5日号)
- (3) 教育広報かけはし掲載案の修正について

堀米教育長 はい。それでは、日程第3、その他事項に入ります。教育委員会行事予定

表、広報千代田（3月5日号）、教育広報かけはしの掲載案の訂正につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

教育委員会行事予定表をご覧ください。2月28日から4月12日までの予定を掲載してございます。九段中等教育学校の卒業式を皮切りに、各幼稚園・こども園、中学校の修了式であるとか卒業式、教育委員の皆様も出席になりますので、よろしく願いいたします。あと3月22日3時から総合教育会議を開催しますので、そちらのご出席もよろしく願いいたします。

教育委員会行事予定表については以上です。

続いて、3月5日号の広報でございます。子ども部からは3件の広報予定です。子ども支援課から私立幼稚園等幼児教育無償化にかかる医療費等の請求について、児童・家庭支援センターからは子育てサポートが受けられる利用会員登録の説明会について、子育て推進課からは、先ほどご説明させていただいた（仮称）まなびの森保育園神保町の入園の開始時期が延期されます、8月1日になりますというご案内になります。そのほかは地域振興部のものとなります。

続いて、教育広報かけはしの掲載案についてです。こちら、先ほどのまなびの森が延期になったことを受けて、129号、令和5年3月10日発行予定の教育広報かけはしの原稿についても修正をさせていただきました。こちらが一番最後の4ページ目、にまなびの森保育園のご紹介をする予定だったのですが、今の時期に8月のご紹介というのは、ちょっとタイミング的にずれているというそんなところもありましたので、この記事を急遽飛ばしました関係で、2面には児童センター・児童館のご案内、4面のまなびの森のところに研究協力校の発表についての記事とさせていただきました。

ご説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございました。

行事予定等、何かご質問はございますでしょうか。

はい、金丸委員。

金丸委員

行事予定表ですが、3月14日の教育委員会の定例会が15時からとなっている。これは10時からではなかったでしたか。

堀米教育長

はい、子ども総務課長。

子ども総務課長

すみません。子ども総務課長です。

申し訳ございません。こちらは10時からでございます。資料を差し替えさせていただきます。

金丸委員

10時でいいのですね。はい。

堀米教育長

すみません。訂正していただいたとおりでございます。すみません。

ほかにご覧いただけますか。

（なし）

堀米教育長

はい。よろしいでしょうか。また何かありましたら、また問い合わせてください。



それでは、2月10日に実施されました市町村教育長・教育委員研究協議会に関して、教育委員の皆様から所見等がありましたらということで、二、三分程度で結構ですので、何か、これはということがありましたら、金丸委員から佐藤委員に回って、お願いできればというふうに思います。

金丸委員

私は部活動の外部委託というのですか、に関してのブースで、教育長と佐藤委員がそれぞれ同じ部屋ではあるけれども、別のチームでやったという状況でした。雪の関係でかなり出席者の数が少なかったのですが、私のブースは、本当は7名ぐらいいるはずだったのが、いたのは佐渡市の教育長、それから塩釜市の教育長、そして四街道市の教育委員、そして私の4人でした。

この中で話し合っただけ分かったことは、本当に地区によって全く違う。例えば佐渡市のほうでは、実は外部委託をして人を集めないと、とてもチームが組めない。やりたいけれども、佐渡は非常に広いから、やる場所は、まずはないのだけれども、仮にあったとしても児童をどうやってそこに集めるのだというような問題があっただけ、なかなか難しいということをおっしゃいました。

これに対して、塩釜市のほうは、仙台の隣のいわゆるベッドタウンのようなどころなものですから、いろいろな意味で恵まれていて、多分、塩釜市が一番先に進んでいるのだと思うのですが、地区とのコーディネーションが非常にうまくいっていて、かなり進んでいますという報告でした。

四街道市の先生はあまり具体的なことを言わなかったもので、はっきり分かりませんでした。

ただ、話し合っていて、皆がそうだねという話になったのは、これが、1つは、教員のライフ・ワーク・バランスのためにといいながらも、その教員が地区のところに入って指導するのはいいのだというようなことになると、全然それに支障がないと。したがって、その問題と地区に部活動を下ろすという話というのは完全に分けて検討しなければいけないというような議論がありました。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

では、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

はい。同じく部活動の地域活動についてになっていて、ほぼ金丸委員のおっしゃったことと同じです。うちのグループは、茨城県東海村、埼玉県白岡市、新潟県佐渡市、島根県安来市、あと北秋田市の方がいらっしゃいました。東海村と白岡市はかなり、アンケートを取ったり、いろいろ進んでいるようです。あと、やはり佐渡市も安来市も少子化になってきているので、合同でやりたいと言っても、千代田区のように隣の学校がそのすぐそばになくて、車で山を越えなければいけないという状況になっているので、そこがなかなか合同でやるのが難しいということと、あと費用の分担、地域型にしてしまうと、講師の謝礼なども発生してしまって、それはどこが払うのか。

保護者の負担が大きいのはちょっと厳しいという意見もあったり、あと先生方も意識が違って、ぜひ部活動をやりたいという先生もいらっしゃる。あと、部活動をやりたくないという方もいらっしゃる。あと、こちらのチームは強いから、皆そちらに行ってしまったら、ではどうするのだとか、それぞれ問題があるようなので、今後は、千代田区でもしやるとしたら、やはり現状を把握して、きちんとアンケートを取ったりして、把握しながら進めていったらいいかと思います。

あと地域の指導者については、基礎を学んでいる方ならいいのだけれども、やはりちょっとかじったという方が、やれるからやりますと習ってしまおうと、全然違う、多分ボールの飛び方も全然違ってしまおうというようなこともあるので、その指導者の選び方も難しいかと思います。

以上です。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

俣野委員。

俣野委員 はい。私は地域と学校の連携というグループで行かせていただきました。私どものグループは8人で、南は太宰府、北は秋田ということで、非常に多士済々の方がグループとしていらっしゃいました。中に教育長が2人いらっしゃいました。埼玉県志木の教育長さんと、秋田県潟上市の教育長さん、この方は女性でした。あとは教育委員でしたけれども、地域とやはり連携ということで、事前にこれは事務方をお願いして、当区の取組を調べてレポートをお預かりしていったのですけれども、これは手持ち資料ということだったので、コピーをしなかったのですけれども、これをやはり皆さんにちょっとご説明したら、例えば富士見小学校のゲストティーチャーのこととか、あるいは和泉小学校のコラボレーティブアクティビティなんていうことをちょっと説明させてもらいまして、非常に皆さん興味深く聞いていただいたということだと思います。そんな意味で、非常に当区の取組が進んでいるのか、なんていうことを思わせていただきました。

それと、やはり今回のこの研修会の1つの要諦としては、何年かぶりでリアルでやったわけですがけれども、やはり皆さん、どの教育委員の方、教育長さんも、私どものグループの教育長さんも、やはり皆さんにお会いして他区のいろいろなお話を聞きたいということが多くあったので、講演もともかくですがけれども、グループでのディスカッションをもうちょっと充実したいというか、長い時間取っていただきたかったというような、そういう希望がすごくありました。

それで、私どものグループは8名だったのですけれども、皆さん電車の都合など、そういうことで早く帰る方もいらしたのですけれども、6名の方が残りまして、近くの喫茶店でお茶を飲んでいろいろ話をしたという、私がちょっとリーダーシップを取らせてもらったのですけれども、非常にそのことが皆さんにとっては、他区の本音の本音の部分でのいろいろなことがお話しできたので、非常によかったということを書いていただきました。

ですから、ああいう研修会は、今、リモートが発達していますから、講義なんていうのは、別に文部科学省へ行かなくていいわけであって、やはり皆さんが集まってグループでディスカッションをするということが大事なのか、なんていうことをつくづく思わせていただきました。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

では、長崎委員。

長崎委員

はい。私はいじめ対策、不登校支援のグループに参加にしました。文部科学省のコーディネーターの方が、時間があまりないということで、どちらかに焦点を絞ったディスカッションをということをおっしゃっていただきまして、我々はいじめ対策に関して、栃木県小山市と神奈川県綾瀬市と鹿児島県鹿屋市の方と私とで、4名の女性の委員で和気あいあいと話をしたのですけれども、いじめに関して、まだまだ見えない部分も大きくて、クラスの中で、ややもすると楽しそうに過ごして皆でじゃれている中にも、もしかしたら無理をしてそういう輪の中に加わっている子どもたちがいるかもしれないという、そういう視点を大人が忘れずに、常に見守る姿勢が大切ではないかという話をしてきました。

小山市の教育委員の方がいろいろ資料も作って持ってきてくださっていて、特に、いじめゼロ子どもサミットといって、小中学生が、市内の子どもたちが集まってサミットを行ったりなど、あと大人たちも、いじめ等防止市民会議といって、年に2回ほど、校長先生だったり自治会長さんだったり市議会議員だったり弁護士の方だったり、いろいろな様々な立場の方が集まって、子どもたちのための会議を開いているという、そういった内容を聞かせていただきました。

あと、こちらは、いじめ対策とはまた離れて、不登校のことに関しても、小山市では適応指導教室で課外活動をすごく盛んに行われていて、そういったイベント的なことなどだったら参加できるという子たちもいたりするのかなと思って、千代田区の白鳥教室もいろいろ最近では課外活動などを計画してくださっているのですけれども、もうちょっと踏み込んでやっていったら、参加できる子たちも増えるのかと感じました。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

私は、部活のほう、地域移行へ出ました。簡単に言うと、千代田区的环境と地方とは全然違うと。結局先生がやらなければいけないようなことだと、兼職兼業、それから36協定の話になると、まずそれは無理だというようなのが地方の見解です。これが全く千代田区の状況とは違うということです。ほかにもいっぱいありますけれど、このぐらいにしておきます。ありがとうございました。

それでは、教育委員からの情報提供ということですが、たくさんありますので、要は情報提供だけというものと、事務局のほうにここは質問したいと

いうところをちょっと分けていただいて、お願いできればというふうに思います。

俣野委員の3番目については、後でお話をしたいと思います。

俣野委員  
堀米教育長  
俣野委員

はい。

では、俣野委員からどうぞ。

はい。すみません。

まず最初は、2月15日の日経新聞で、「不登校の受け皿拡充急ぐ」ということで、今は大分不登校が増えているそうですけれども、その中で、全国で不登校者に対する受皿校というのですか、特例校というのが都道府県で21校あるというのですけれども、東京都は8校ということですのでけれども、当区の場合はその対象になっているのかどうか。

堀米教育長  
俣野委員  
堀米教育長  
指導課長

特例校があるかどうかということですね。

はい、そういうことです。

指導課長、では、お願いします。

はい。指導課長です。

特例校につきましては、現状としては本区ではございません。ただ、不登校の児童生徒が微増ではありますけれども増えているというところは、課題認識が当然ありますので、白鳥教室をより機能的に効果的に活用できるようにということで、推進していきたいというふうに思います。

堀米教育長  
指導課長

今、不登校よりも、いわゆる教室に入れないうの子のほうがちちとして大きな問題になって、指導課長、それについての調査等。

はい。1月から2月にかけて、不登校のお子さんだけではなくて、今、教育長がおっしゃっていただいたような、学校には来ているけれども教室になかなか入れないというお子さんの人数ですとか対応状況ですとかの調査もさせていただいて、現在集計をしているところですので、その対策も今後検討していきたいというふうに思っております。

堀米教育長  
俣野委員

はい。

では、2番目、よろしいですか。

はい。2番目が、2月23日の読売新聞に、調布市の学童クラブが増設ということで、新年度、空き教室などに4か所ということで、学童クラブは今非常に増えているというふうにこれは書いてあるのですけれども、当区の場合ですと、学童クラブの充足度というのですか、その辺はどんな感じになっているのでしょうか。

堀米教育長  
指導課長  
堀米教育長  
教育政策担当課長

これは、児童・家庭支援センターから。

吉田所長。

児童・家庭支援センター吉田所長、お願いします。

では、先ほどの、今後の教育の在り方中間報告のところ、今年度の5月1日ですけれども、学童クラブの在籍者数という、今、画面のほうに映っているかと思うのですが、資料としてはこのような形で報告書の中には入っていますので、これで確認していただければと。

児童・家庭支援センター所長

すみません。

堀米教育長

はい。

教育政策担当課長

つながった。

児童・家庭支援センター所長

児童・家庭支援センター所長です。ちょっとマイクがオンにならなくて、手間取りまして、すみません。

堀米教育長

はい。お願いします。

児童・家庭支援センター所長

はい。すみません。今の点ですけれども、2月1日現在ですと、在籍児童数は1,109人となっていて、定員が1,178人なので、70人程度のまだ空きがあるという状況でございます。来年度につきましては、今、募集を行っていて、ちょうどあしたから2回目の募集の期間が始まるので、それを踏まえて最終的に決定していくのですけれども、何とか受け入れられるかというところで、今、調整しています。ですので、令和5年度につきましては、新たな整備予定というのは、今、予算にも計上していないという状況でございます。

以上です。

俣野委員

はい。ありがとうございました。

堀米教育長

よろしいでしょうか。

俣野委員

はい。了解です。

堀米教育長

あとは、ありますか。

俣野委員

3番は、これは後で。

堀米教育長

後で。

俣野委員

はい。それとあと、今日の朝ちょっと送ったのですけれども、これ、今、事前にちょっと聞いたら、うちはありませんということだったので、ここのところ教科書検定の東京書籍の問題が結構出ているのですけれども、当区の場合はその対象になるような人は絶対ございませんということで、それで解決したのですけれども、東京書籍からいろいろな形での恩恵を受けている、そういう教育関係者がいるという、そんなような、今日出ましたので、それは当区の場合はそういったものは一切ありませんということをお聞きしましたので、これはそれで結構です。

堀米教育長

はい。

では、金丸委員、お願いします。

金丸委員

はい。全部やってもしょうがないので、いいですか、挙げさせていただいて。

これは私の個人的な趣味ですけれど、2月18日の日経新聞に出ていたことで、愛知県で家族と平日をお休みできると。3日間ですか、そういう制度を設けた。多分、千代田区だけでこれをやるのは無理だとは思うのですけれども、できれば東京都で考えてほしいと思っていて、私の経験でも、ある中学生の母親が、まだ私が教育委員になる前ですけれども、相談に来まして、相談の内容は何かというと、この子どもの父親がニューヨークの医学の学会で発表することになったと。ついてはそれを子どもに見せてあげたいの

だと。だけれど、行っている学校の先生方が、学校を休むことはまかりならんといって、非常に厳しく言われて、どうしたらいいのでしょうかという相談に来ました。そのときに私が言ったのは、それは行きなさいと。ただし、先生には行くことをちゃんと言って、それで休んだことの責任は親が取るといふふうにはっきり言いなさいといふふうに指導して、実際に行って帰ってきて、本当に連れていってよかったですという報告を受けているのですけれども、やはり日本は、同じ日に皆が休むというのでなくて、必要なときに休めるような制度に、どこかの段階でなっしてほしいと思ったニュースでした。

それから次に、都がわかさぼというものを開設しているのですか。思春期特有の健康や性の悩みを専門職に無料で相談できる、とうきょう若者ヘルスサポート、略してわかさぼというのだそうですが、を開設したというニュースが、2月18日、同じく日経の新聞に出ていましたけれども、千代田区ではそれについてどんなアナウンスをしているのかということをお聞きしたいのが1点です。

堀米教育長

はい。

これは、はい、子ども総務課長。

子ども総務課長

子ども総務課長です。

千代田区の場合、従来は保健所のほうで思春期相談というのをやっておりました。今回、東京都のほうで思春期特有のこういったセンターのわかさぼというものを設けたことに伴って、所管から周知をとるところで、小学校、中学校にこちらのポスターを配付させていただいている状況です。

金丸委員

はい。ありがとうございます。

それから、次には、障害児向けの通所施設の倒産が相次いでいるということで、問題になっているのだというニュースが2月20日の日経新聞に載っておりました。でも、多分、障害児向け通所施設は千代田区にないのかと思っているのですけれども、もしあったら大丈夫なのかということがお聞きしたかった点です。

堀米教育長

はい。これは児童・家庭支援センターでよろしいですか。吉田所長、お願いします。

児童・家庭支援センター所長

はい。児童・家庭支援センター、吉田です。

千代田区内には4か所、こちらの児童発達支援、または放課後等デイサービスの事業者が4か所ございます。そこに関しては、特段問題はないという報告を受けております。

本件については以上でございます。

金丸委員

はい。ありがとうございます。

児童・家庭支援センター所長

あと、すみません。金丸委員から少し前にお話がありました、千代田区のベビーシッター利用支援事業の対象年齢のところ、すみません、私、1点ちょっと誤ったご説明をしてしまいましたので、ちょっと訂正させていただきます。

東京都のベビーシッター利用支援事業のほうは6歳まで、小学校入学前ま

ですけれども、区のほうでやっているヘルパーの派遣で、育児支援をやっている訪問がありますが、これは、すみません、中学生までがお子さんの年齢としては対象になりますので、そこを先ほど小学生までと申し上げてしまったので、間違っておりました。申し訳ありません。

金丸委員  
堀米教育長

ありがとうございます。

はい。ありがとうございます。

では、続きまして、どうぞ。

金丸委員

はい。もう1点、マスクの問題などもあるのですけれど、これだけはちょっと考えなければいけないなと思っているのが、2月26日の日経新聞に載っていた、平和教育の継承が、今、非常に大きな問題になっている。戦禍の記憶を伝える難しさに教育現場が直面していて、それはなぜかという、戦争を体験した世代が年々減少していて、例えば沖縄、国内最大の地上戦があった沖縄などでも、語り部が減少して平和教育が非常にしにくくなってきているというふうな話が載っております。千代田区の平和教育では、どんなことをやって、どういうふうに対応されているのかということをお教えいただきたいと思います。

堀米教育長

はい、分かりました。

平和教育という科目はありませんけれども、どのような形で、どのように今やっているかということですね。

指導課長でよろしいですか。

指導課長

指導課長です。

学校によってそれぞれ取組は様々なところがあるかもしれませんが、基本的に小学校、中学校、高等教育学校で、学習指導要領に示されていることについては確実にしております。例えば世界大戦が人類に及ぼした影響ですとか、国際連合をはじめとする役割の大切さですとか、憲法における平和主義ですとか、そういったことについては当然のことながら指導しているところです。これは、小学校においても6年生段階で、歴史あるいは政治のところで学習しておりますし、社会だけではなくて、例えば国語の教材などで平和を扱った教材なども教科書に掲載されたりというところで、平和学習のところは広く一般的には行っているというふうに認識してございます。

堀米教育長

平和とうたわなくても、道徳教育の中でも関連して、生命尊重や人権などというところも併せてやっているということですね。

金丸委員

やはり戦争の実体験をもって知っている人たちの話って、やはり聞くだけでもすごく大きいと思うのですね。そういう意味では、例えば広島などでは、もう今や映像化しているはずですね。そういうものを千代田区で使うなど、そういうこともちょっと検討する必要があるのではないかとこのように思います。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

俣野委員

それに関して、すみません。

堀米教育長  
俣野委員

はい。

先ほどのゲストティーチャーではないですけども、もう大分ご高齢になつていると思うんですけども、ちょうど東京大空襲を受けている地域ですから、地域にその辺のところをまだお話しできるような方がいらしたら、そういう方にやはり学校に来ていただいてお話を聞かせていただくなど、そんなことがもしできたらいいという感じを受けさせてもらいましたので、まさしく金丸先生がおっしゃったように、やはり平和教育って大事だと思いますので、ましてやこういう世の中の状況がありますから、もし何かそういうことができれば、各学校ごとになると思いますけれども、いいというふうに私も感じます。

堀米教育長  
俣野委員  
堀米教育長  
指導課長

はい。ありがとうございます。体験した人の話を聞く機会が。

もうそれこそ時間がないですから。

まさに90を越えるような人たちだと思いますので。

指導課長です。

来年度から全校で地域学校協働活動隊のところも全校展開していくので、そういったところでゲストティーチャーの紹介などもしていただく機能ができますので、そういった方をあっせんしていただけるようなところも活用できるかというふうには思っております。

堀米教育長

はい。あと情報共有は、長崎委員、佐藤委員、大丈夫ですか。よろしいですか。

(は い)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会といたします。